

令和8年度 港区国民健康保険条例改正の概要

1 令和8年度港区国民健康保険料率等の改正

(1)統一保険料方式

特別区の区域内では、同一所得、同一世帯構成であれば同一の保険料となるよう、基準となる保険料率を共通基準として策定し、各区は条例で定める保険料率を共通基準に一致させて運用する統一保険料方式を行っています。

※港区の保険料率も、この方式で保険料率を定めています。

(2)子ども・子育て支援金制度の創設

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、子ども・子育て支援納金の納付に要する費用の徴収が開始されます。子育て世帯の負担が大きくならないよう、18歳未満被保険者の均等割額が全額軽減されます。軽減に要する費用は、18歳以上被保険者に対して18歳以上被保険者均等割額を賦課することにより賄います。

(3)特別区独自の負担抑制策

特別区は収納率が低いため、保険料の未納発生を考慮した収納率による割戻しを行わない(収納率を100%に見込む)ことにより、負担抑制しています。

2 低所得世帯に対する被保険者均等割額を軽減する所得判定に係る基準の見直し

均等割額5割軽減世帯、2割軽減世帯の所得判定に使用している世帯の総所得金額等を算出する場合の被保険者数に乘ずる金額を引き上げます。

- ・5割軽減の対象世帯:被保険者数の数に乘すべき金額を31万円(現行:30.5万)に引上げ
- ・2割軽減の対象世帯:被保険者数の数に乘すべき金額を57万円(現行:56万)に引上げ

基礎分&後期支援金分		令和7年度(現行)	令和8年度(今回諮問)	【参考】令和8年度(負担抑制をしない場合)
賦課割合(所得割:均等割)		64:36	<b>65:35</b>	64:36
保険料率等	所得割率	10.40%	<b>10.31%</b>	11.10%
	基礎分	7.71%	<b>7.51%</b>	8.08%
	後期支援金分	2.69%	<b>2.80%</b>	3.02%
	均等割額	64,100円	<b>65,200円</b>	68,900円
	基礎分	47,300円	<b>47,600円</b>	50,200円
	後期支援金分	16,800円	<b>17,600円</b>	18,700円
	賦課限度額	920,000円	<b>930,000円</b>	930,000円
	基礎分	660,000円	<b>670,000円</b>	670,000円
	後期支援金分	260,000円	<b>260,000円</b>	260,000円
介護納付金分		令和7年度(現行)	令和8年度(今回諮問)	【参考】令和8年度(負担抑制をしない場合)
賦課割合(所得割:均等割)		63:37	<b>63:37</b>	62:38
所得割率		2.25%	<b>2.43%</b>	2.59%
均等割額		16,600円	<b>17,800円</b>	18,800円
賦課限度額		170,000円	<b>170,000円</b>	170,000円
子ども支援金分			令和8年度(今回諮問)	【参考】令和8年度(負担抑制をしない場合)
賦課割合(所得割:均等割)			<b>65:35</b>	64:36
所得割率			<b>0.27%</b>	0.31%
均等割額			<b>1,800円</b>	2,000円
均等割額(18歳以上)			<b>73円</b>	87円
賦課限度額			<b>30,000円</b>	30,000円
一人当たり保険料(基礎分)		131,859円	<b>134,421円</b>	140,756円
一人当たり保険料(後期分)		47,818円	<b>50,540円</b>	53,122円
一人当たり保険料(介護分)		44,723円	<b>47,790円</b>	49,694円
一人当たり保険料(子ども分)			<b>5,295円</b>	5,812円
40~64歳 一人当たり保険料(基礎+後期+介護+子ども)		224,400円	<b>238,046円</b>	249,384円
前年度比			<b>13,646円</b>	24,984円
上記以外 一人当たり保険料(基礎+後期+子ども)		179,677円	<b>190,256円</b>	199,690円
前年度比			<b>10,579円</b>	20,013円